

告 示

埼玉県告示第千百六十三号

測量計画機関である北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
北本県土整備事務所
- 二 作業種類
公共測量（数値図化）
- 三 作業地域
桶川市川田谷地内外
- 四 作業期間
平成二十七年九月九日から平成二十八年一月二十九日まで